

平成22年 第1回 築上町議会定例会会議録（第5日）

平成22年3月17日（水曜日）

議事日程（第5号）

平成22年3月17日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第1号 平成21年度築上町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第2 議案第2号 平成21年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第3 議案第3号 平成21年度築上町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第4 議案第4号 平成22年度築上町一般会計予算について
- 日程第5 議案第5号 平成22年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第6 議案第6号 平成22年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第7 議案第7号 平成22年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第8号 平成22年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第9 議案第9号 平成22年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第10 議案第10号 平成22年度築上町老人保健特別会計予算について
- 日程第11 議案第11号 平成22年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第12 議案第12号 平成22年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第13 議案第13号 平成22年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第14号 平成22年度築上町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第15 議案第15号 平成22年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第16 議案第16号 築上町暴力団排除条例の制定について
- 日程第17 議案第17号 築上町子ども医療費の支給に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第18号 築上町子ども医療費助成事業基金条例の制定について
- 日程第19 議案第19号 築上町立学校施設整備基金条例の制定について
- 日程第20 議案第20号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第21号 築上町物産館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第22号 築上町弓の師近隣公園条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第23 議案第23号 築上町牧の原キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第24号 築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第25号 築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第26号 築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第27号 築上町水難救助隊員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第28号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第29号 辺地に係る公的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第30 議案第30号 損害賠償について
- 日程第31 議案第31号 町道路線の認定について
- 日程第32 意見書案第1号 県政・県町村会汚職事件の徹底解明及び再発防止のための政治倫理条例制定を求める意見書（案）について
- 日程第33 意見書案第2号 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書（案）について

（追加議案）

- 日程第34 議案第45号 平成21年度築上町一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第35 選挙第3号 築上町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第36 意見書案第3号 日米再編に伴う航空自衛隊築城基地への米軍移転に反対する意見書（案）について
- 日程第37 常任委員会の閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件

追加日程第1 町道路線の認定についての訂正の件

- 日程第1 議案第1号 平成21年度築上町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第2 議案第2号 平成21年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第3 議案第3号 平成21年度築上町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第4 議案第4号 平成22年度築上町一般会計予算について
- 日程第5 議案第5号 平成22年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第6 議案第6号 平成22年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第7 議案第7号 平成22年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について

て

- 日程第 8 議案第 8 号 平成 2 2 年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第 9 議案第 9 号 平成 2 2 年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第10 議案第10号 平成 2 2 年度築上町老人保健特別会計予算について
- 日程第11 議案第11号 平成 2 2 年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第12 議案第12号 平成 2 2 年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について

て

- 日程第13 議案第13号 平成 2 2 年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第14号 平成 2 2 年度築上町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第15 議案第15号 平成 2 2 年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第16 議案第16号 築上町暴力団排除条例の制定について
- 日程第17 議案第17号 築上町子ども医療費の支給に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第18号 築上町子ども医療費助成事業基金条例の制定について
- 日程第19 議案第19号 築上町立学校施設整備基金条例の制定について
- 日程第20 議案第20号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第21号 築上町物産館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第22号 築上町弓の師近隣公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第23号 築上町牧の原キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第24号 築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第25号 築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第26号 築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第27号 築上町水難救助隊員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第28号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第29号 辺地に係る公的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第30 議案第30号 損害賠償について
- 日程第31 議案第31号 町道路線の認定について
- 日程第32 意見書案第 1 号 県政・県町村会汚職事件の徹底解明及び再発防止のための政治倫理条例制定を求める意見書（案）について
- 日程第33 意見書案第 2 号 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の N P T 再検討会議での採択に向

けた取り組みを求める意見書（案）について

（追加議案）

日程第34 議案第45号 平成21年度築上町一般会計補正予算（第9号）について

日程第35 選挙第3号 築上町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

日程第36 意見書案第3号 日米再編に伴う航空自衛隊築城基地への米軍移転に反対する意見書（案）について

日程第37 常任委員会の閉会中の継続審査について

出席議員（20名）

1番 田原 宗憲君	2番 丸山 年弘君
3番 首藤萬壽美君	4番 塩田 文男君
5番 工藤 久司君	6番 塩田 昌生君
7番 成吉 暲奎君	8番 吉元 成一君
9番 西畑イツミ君	10番 西口 周治君
11番 有永 義正君	12番 田村 兼光君
13番 田原 親君	14番 信田 博見君
15番 宮下 久雄君	16番 岡田 信英君
17番 武道 修司君	18番 平野 力範君
19番 中島 英夫君	20番 繁永 隆治君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 竹本 正君 書記 則松 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
会計管理者	吉留 久雄君	総務課長	吉留 正敏君
教育長	神 宗紀君	財政課長	渡邊 義治君
企画振興課長	加末 篤君	人権課長	松田 洋一君

住民課長	遠久 臧生君	税務課長	椎野 義寛君
福祉課長	中野 誠一君	建設課長	田中 博志君
産業課長兼農業委員会事務局長			久保 和明君
上水道課長	中嶋 澄廣君	下水道課長	久保 澄雄君
会計課長	畦津 篤子君	総合管理課長	落合 泰平君
商工課長	吉田 一三君	環境課長	則行 一松君
学校教育課長	中村 一治君	生涯学習課長	田原 泰之君
監査事務局長	川崎 道雄君	環境課審議監	出口 秀人君

午前10時00分開議

議長（成吉 暲奎君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は20名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

ただいまから議事に入ります。

議題に入る前に、お手元に配付のとおり、3月4日に町長から提出された議案第31号町道路線の認定について、訂正したいとの申し出があります。町道路線の認定について、訂正の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。町道路線の認定について、訂正の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 町道路線の認定についての訂正の件

議長（成吉 暲奎君） 追加日程第1、町道路線の認定についての訂正の件を議題とします。

町長から町道路線の認定についての訂正の件の理由を説明を求めます。新川町長。

町長（新川 久三君） 皆さん、おはようございます。ただいま事件の訂正請求書ということで議長から紹介していただきましたが、まことに申しわけありませんけど、事務の手違いで路線番号、路線名、それと起点、終点の誤りがございましたので、一応事件の訂正請求書というものを提出させていただきました。

当初提案の分は、路線番号がSの0160、これが正しいのがSの1700。

それから、路線名は当初提案したのが、東八田40号線、訂正後が、西八田71号線。

それから、起点、築上町大字東八田1715番2、地先、これが訂正後が、築上町大字西八田

1715番2、地先。

それから、終点、築上町大字東八田1751番1、地先、訂正後が築上町大字西八田1751番1、地先ということで訂正をさせていただきたくお願い申し上げました。まことに申しわけございませんけれども、以上のように提案をさせていただきます。

議長（成吉 暲奎君） お諮りします。ただいま議題となっています町道路線の認定について訂正の件を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。したがって、町道路線の認定について訂正の件を許可することに決定いたしました。

日程第1．議案第1号

議長（成吉 暲奎君） それでは、日程第1、議案第1号平成21年度築上町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 平成21年度築上町一般会計補正予算（第8号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、歳入では市立保育園運営費補助金として国・県負担金の増額、歳出では地域活性化きめ細かな臨時交付金による固形燃料化施設屋根補修工事や、学校施設改修工事費及び体育施設維持補修工事費等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

次に、産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（繁永 隆治君） 議案第1号平成21年度築上町一般会計補正予算（第8号）についてです。

所管の項目について慎重に審査した結果、国の第2次補正の景気対策事業であり、地域活性化きめ細かな臨時交付金及び地域活性化経済危機対策に伴う道路新設改良工事費等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

次に、総務常任委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 平成21年度築上町一般会計補正予算（第8号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、国の第2次補正予算の景気対策事業の地域活性化きめ細かな臨時交付金事業として、庁舎屋上等防水工事等が主なものであり、原案のとおり可決すべ

きものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第1号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第1号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2．議案第2号

議長（成吉 暲奎君） 日程第2、議案第2号平成21年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第2号平成21年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、本案について慎重に審査した結果、歳出として一般被保険者高額療養費の増額、一般被保険者高額合算医療費の減額等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第2号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第2号は委員長報告のとおり決定することに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3．議案第3号

議長（成吉 暲奎君） 日程第3、議案第3号平成21年度築上町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第3号平成21年度築上町水道事業会計補正予算（第3号）について、本案について慎重に審査した結果、高塚浄水場改良事業に伴う国庫補助金の減額であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第3号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第3号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4．議案第4号

議長（成吉 暲奎君） 日程第4、議案第4号平成22年度築上町一般会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第4号平成22年度築上町一般会計予算について、所管の項目について慎重に審査した結果、歳出として火葬場旧施設の解体工事費や学校耐震業務

委託料等が計上されているものの、本年度予算は町長選挙施行に伴い義務的経費及び經常経費の骨格予算であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

次に、産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（繁永 隆治君） 議案第4号平成22年度築上町一般会計予算について、所管の項目について慎重に審査した結果、本年度予算は町長選挙施行に伴い、義務的経費及び經常経費の骨格予算であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

次に、総務常任委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 平成22年度築上町一般会計予算について、所管の項目について慎重に審査した結果、本年度予算は町長選挙施行に伴い、義務的経費及び經常経費の骨格予算であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

議員（9番 西畑イツミ君） 議案第4号の築上町一般会計予算について反対の討論をいたします。

この予算は、町長選挙を伴い骨格予算になっておりますが、日本共産党は憲法違反の自衛隊に対する協賛金や父兄会補助金の計上には反対しておりますので反対いたします。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 次、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより議案第4号について採決を行います。議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長（成吉 暲奎君） お座りください。起立多数です。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5・議案第5号

議長（成吉 暲奎君） 日程第5、議案第5号平成22年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第5号平成22年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、当時の貸付制度に問題があり、滞納分の回収が進んでいないとの反対意見があり、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

次に、総務常任委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 平成22年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

議員（9番 西畑イツミ君） 委員会でも反対いたしましたので、ここで反対の理由を述べさせていただきます。

この制度によって、多くの方たちの住宅改善に役だったとはいえ、一般の貸付事業と異なり、ずさんな審査で融資されたこれらの多額の不良債権について、当時同和団体が窓口になったと聞いております。貸付事務の調査が不十分です。

町長は、日ごろから借りたものは返してもらおうと言われております。職員の努力と滞納対策の強化で、少しずつ成果は上がっていることは評価いたします。多額の滞納額を減らす方策が示されないこと、最終的には町や町民に負担をかけるのではないかと危惧されること、税や使用料などの滞納には厳しく当たっておりますが、この事業の貸し付けの回収に当たっても厳しくすべきです。町民の納得できる措置をとるよう要求いたします。5億円以上の累積赤字を減らすことができるのか。回収についての方策がはっきりしてないことを理由にいたして反対いたします。

議長（成吉 暲奎君） 次に、賛成意見のある方。西口委員。

議員（10番 西口 周治君） これは回収業務であり、回収するための予算であります。そし

て、それに伴う人件費も当然含まれております。これを反対して否決してなくしてしまうということは、回収業務をできないというふうな状態にまで陥るようなこととなります。よって、こういう議案には賛成したいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。ほかにありませんか。

反対意見がありますので、これより議案第5号について採決を行います。議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長（成吉 暲奎君） お座りください。起立多数です。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6．議案第6号

議長（成吉 暲奎君） 日程第6、議案第6号平成22年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第6号平成22年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、本年度は貸付予定者9名分が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございます。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第6号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第6号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7．議案第7号

議長（成吉 暲奎君） 日程第7、議案第7号平成22年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（繁永 隆治君） 議案第7号平成22年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、貸付未収金の法的措置を望む意見が出され、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第7号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第7号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8．議案第8号

日程第9．議案第9号

日程第10．議案第10号

日程第11．議案第11号

日程第12．議案第12号

日程第13．議案第13号

日程第14．議案第14号

日程第15．議案第15号

議長（成吉 暲奎君） お諮りします。日程第8、議案第8号平成22年度築上町霊園事業特別会計予算についてから日程第15、議案第15号の平成22年度築上町水道事業会計予算についてまでは厚生文教常任委員会の付託案件であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 吉元議員。

議員（8番 吉元 成一君） 単純なことなんですけど、日程第1で訂正案が出されて承認してそれを審議しましたよね。だから、日程は一つずつ順番は繰り下げてしないとおかしくなるんじゃないですか。（発言する者あり）

議長（成吉 暲奎君） 続けます。異議なしと認めます。よって、議案第8号から議案第15号まで一括して委員長の報告を行うこととなりました。

それでは、議案第8号から議案第15号までの委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第8号平成22年度築上町霊園事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第9号平成22年度築上町国民健康保険特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、保険給付費後期高齢者支援金及び共同事業拠出金等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第10号平成22年度築上町老人保健特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第11号平成22年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第12号平成22年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第13号平成22年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第14号平成22年度築上町簡易水道事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第15号平成22年度築上町水道事業会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

それでは、日程第8、議案第8号平成22年度築上町霊園事業特別会計予算についてを議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第 8 号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 8 号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第 8 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 9 号平成 22 年度築上町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第 9 号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 9 号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第 9 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 10 号平成 22 年度築上町老人保健特別会計予算についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第 10 号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 10 号は委員長報告のとおり決定することに御

異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第11号平成22年度築上町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第11号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第11号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第12号平成22年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第12号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第12号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第13号平成22年度築上町農業集落排水事業特別会計予算についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第13号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第13号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第14号平成22年度築上町簡易水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第14号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第14号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第15号平成22年度築上町水道事業会計予算についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第15号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第15号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

. .

日程第16 . 議案第16号

議長（成吉 暲奎君） 日程第16、議案第16号築上町暴力団排除条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 議案第16号築上町暴力団排除条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、施行に当たっては関係機関と十分連携を図り、町民の協力が得られるような対応を求める意見等が出され、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございます。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第16号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第16号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

. .

日程第17．議案第17号

議長（成吉 暲奎君） 日程第17、議案第17号築上町子ども医療費の支給に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第17号築上町子ども医療費の支給に関する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、本条例はことしの7月1日から、小学校1年生から中学校3年生までの子どもの自己負担分医療費を助成するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第17号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第17号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第18．議案第18号

議長（成吉 暲奎君） 日程第18、議案第18号築上町子ども医療費助成事業基金条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第18号築上町子ども医療費助成事業基金条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、本条例は前号の事業実施の財源確保のため基金を創設するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

次に、総務常任委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 築上町子ども医療費助成事業基金条例の制定について、本案

について慎重に審査した結果、中学生までの子ども医療費を助成するために基金を創設するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第18号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第18号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第19、議案第19号

議長（成吉 暲奎君） 日程第19、議案第19号築上町立学校施設整備基金条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第19号築上町立学校施設整備基金条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、学校施設の財産処分に伴い発生する文部科学省への返還金同等額を基金に積み立て、学校施設整備に要する経費に充当することで国庫への返納金が免除されるものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

次に、総務常任委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 築上町立学校施設整備基金条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、基金に文部科学省への国庫返還金同等額を積み立てることで、返還免除を受けるためのものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第 19 号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 19 号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第 19 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 20 . 議案第 20 号

議長（成吉 暲奎君） 日程第 20、議案第 20 号築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 議案第 20 号築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、特別職の職員で非常勤のものの費用弁償額を明記するためのものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第 20 号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 20 号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第 20 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2 1 . 議案第 2 1 号

日程第 2 2 . 議案第 2 2 号

日程第 2 3 . 議案第 2 3 号

日程第 2 4 . 議案第 2 4 号

日程第 2 5 . 議案第 2 5 号

議長（成吉 暲奎君） 　　ここでお諮りします。日程第 2 1、議案第 2 1 号築上町物産館条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第 2 5、議案第 2 5 号築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定については、産業建設常任委員会の付託案件であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 　　異議なしと認めます。よって、議案第 2 1 号から議案第 2 5 号まで一括して委員長の報告を行うこととなりました。

では、議案第 2 1 号から議案第 2 5 号までの委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（繁永 隆治君） 　　議案第 2 1 号築上町物産館条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に、慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第 2 2 号築上町弓の師近隣公園条例の一部を改正する条例の制定についてを、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第 2 3 号築上町牧の原キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第 2 4 号築上町住宅条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第 2 5 号築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、改正しようとする暴力団員の入居規定部分をもっと拡大し、暴力団排除条例のように暴力団もしくは暴力団員と密着な関係を有する者に変えたらどうかという意見も出されましたが、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上。

議長（成吉 暲奎君） 　　御苦労さんでございました。

それでは進めます。

日程第 2 1、議案第 2 1 号築上町物産館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。平野議員。

議員（１８番 平野 力範君） 今、前条議案第１６号の暴力団排除条例の部分とリンクした（発言する者あり）あっ、ご免、ご免。済みません。間違えました。２５号のどこ。早まりました。済みません。

議長（成吉 暲奎君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第２１号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第２１号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第２１号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第２２、議案第２２号築上町弓の師近隣公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第２２号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第２２号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第２２号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第２３、議案第２３号築上町牧の原キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第 2 3 号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 2 3 号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第 2 3 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2 4、議案第 2 4 号築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第 2 4 号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 2 4 号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第 2 4 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2 5、議案第 2 5 号築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。平野議員。

議員（18番 平野 力範君） 先ほど質問の場所を間違えました。議案第 2 5 号について質問いたします。

築上町前号議案第 1 6 号の築上町暴力団排除条例の部分の第 6 条と少しこの規定は違っている

ということで、暴力団のみの規定になっておりますので、先ほど委員長報告の中では、暴力団員と密接な関係を有する者、前号とリンクする形で厳しく運用していきたいというような意見もあったということです。

ただ、このまま制定するということで運用に当たって、そういうふうにしていくという執行部側の意見があったのか。また、不除去者が出た場合はどのように処置していくのか、そのような議論があったならお答え願いたいと思います。委員長に質問します。

議長（成吉 暲奎君） 産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（繁永 隆治君） 一部の議員からいろんな厳しいちゅう問題でありまして、議論しました。その結果、これは暴力団という形の中で、今の住宅に入居するという形の中で、これは、こういう今言う密着という形の中が出ておりますけれども、住宅に入る条例の中に、詳しい項目がうたわれております。隣接に迷惑をかけるような行為と、そういう方は早期に出てもらおうという執行部側の答弁がありましたんで。だから、そういう条例をうたっておりますので、ここに入れんでもいいんじゃないかということで決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 平野議員。

議員（18番 平野 力範君） せっかく条例をつくるわけですから、厳格に運用していただきたいと思いますし、不除去者等は情報公開をすべきだと、私の意見はそうっております。厳格に運用していただきたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第25号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第25号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第26・議案第26号

議長（成吉 暲奎君） 日程第26、議案第26号築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及

び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 議案第26号築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、消防団員の出動手当を改定するものであり、定年制の明記や定員の削減及び消防団員としての任務の再認識を求める意見等がありました。そして、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第26号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第26号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第27、議案第27号

議長（成吉 暲奎君） 日程第27、議案第27号築上町水難救助隊員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 議案第27号築上町水難救助隊員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、隊員の出動手当を改定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第 27 号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 27 号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第 27 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 28 . 議案第 28 号

議長（成吉 暲奎君） 日程第 28、議案第 28 号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（繁永 隆治君） 議案第 28 号公の施設に係る指定管理者の指定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第 28 号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 28 号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第 28 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第29．議案第29号

議長（成吉 暲奎君） 日程第29、議案第29号辺地に係る公的施設の総合整備計画の変更について、議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 議案第29号辺地に係る公的施設の総合整備計画の変更について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第29号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第29号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

・ ・

日程第30．議案第30号

議長（成吉 暲奎君） 日程第30、議案第30号損害賠償についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（繁永 隆治君） 議案第30号損害賠償について、本案について慎重に審査した結果、再発防止の方法として欠陥箇所の情報があった場合に、直ちにできる体制を整えるとのことがあり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第30号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第30号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第31．議案第31号

議長（成吉 暲奎君） 日程第31、議案第31号町道路線の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（繁永 隆治君） 議案第31号町道路線の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

次に、総務常任委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 町道路線の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第31号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第31号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決

されました。

日程第32．意見書案第1号

議長（成吉 暲奎君） 日程第32、意見書案第1号県政・県町村会汚職事件の徹底解明及び再発防止のための政治倫理条例制定を求める意見書（案）についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 意見書案第1号県政・県町村会汚職事件の徹底解明及び再発防止のための政治倫理条例制定を求める意見書（案）について、本案について慎重に審査した結果、福岡県が自発的に再発防止に向けた取り組みを行うべきであり、県議会も会期中のため、その推移を見守るべきとの意見があり、継続審査すべきものと決定しました。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。西畑議員。

議員（9番 西畑イツミ君） 総務委員長にお尋ねいたします。

ただいま継続審査というふうに言われましたが、築上町として県が政治倫理条例をつくる必要があると思います。地方議会から声を挙げるべきと思いますが、ほかにどんな意見がありましたか。お尋ねいたします。

議長（成吉 暲奎君） 委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 意見がありました内容は、先ほど御報告申し上げたとおりでございます。それ以外に、本会議中に議員からの質問もございました。その中では、県の政倫はどうなっておるのかと、また、県のほうの今回における取り組みはどのような状況であるかと、そういう質問がございましたけども、その件に関しては回答が総務委員会には寄せられてないということもございました。あとは、先ほど申し上げたとおりでございます。

議長（成吉 暲奎君） よろしいですか。

議員（9番 西畑イツミ君） はい。

議長（成吉 暲奎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。（発言する者あり）そうです。これで討論を終わります。

これより意見書案第1号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は継続です。意見書案第1号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第1号は委員長報告のとおり継続と決定いたしました。

日程第33．意見書案第2号

議長（成吉 暲奎君） 日程第33、意見書案第2号「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書（案）についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 意見書案第2号「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書（案）について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより意見書案第2号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。意見書案第2号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで追加議案です。

お諮りします。日程第34の議案第45号平成21年度築上町一般会計補正予算（第9号）についてから日程第37の常任委員会の閉会中の継続審査については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号から常任委員会の閉会中の継続審査については委員会付託を省略し、本日即決することに決定いたしました。

日程第34・議案第45号

議長（成吉 暲奎君） 日程第34、議案第45号平成21年度築上町一般会計補正予算（第9号）についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。渡邊課長。

財政課長（渡邊 義治君） 議案第45号平成21年度築上町一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成21年度築上町一般会計補正予算（第9号）を別紙のとおり提出する。平成22年3月17日、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第45号は、築上町一般会計補正予算（第9号）でございますけれども、予算の歳入歳出の総額にそれぞれ200万円を追加いたしまして、105億714万円に定めるものでございます。

また、繰越明許費の補正ということで、これは今、合併特例債で火葬場の道路を整備しております。これが、池の水がなかなか上からの池が抜けてなかったと。下の池だけでいいと思ったら、上からの湧水がどんどん出てくるということで、ちょっと工事ができないということで、この分で工期を延ばして繰越明許ということにさせていただいております。

それから、もう1件は、公共下水道の事業で調査費、これもいわゆる試掘箇所がたくさん出てきたというようなことで、これも一応5月末まで工期を延ばすということで、繰越明許ということにさせていただいております。

あと、広域農道の関係で、これは事業費がおおむね確定して、200万円、いわゆる起債がふえると。いわゆる町債を今まで一般財源で賄ってございましたけれども、起債を200万円ふやすということで、この分で一応歳出、それから起債のいわゆる地方債の変更をさせていただいております。

以上、本予算の提案理由でございます。よろしく申し上げます。

議長（成吉 暲奎君） これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第45号について採決を行います。

議案第45号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第35・選挙第3号

議長（成吉 暲奎君） 日程第35、選挙第3号築上町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題とします。

当選挙は選挙管理委員会から委員及び補充員の選挙について通知がありましたので、地方自治法第182条第1項の規定により選挙を行うものです。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、推薦の方法は指名推薦とすることに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

築上町選挙管理委員会委員に、篠田孝夫氏、迫田康隆氏、高橋献一氏、井上緑氏を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を築上町選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました、篠田孝夫氏、迫田康隆氏、高橋献一氏、井上緑氏が築上町選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、補充員の指名を行います。

築上町選挙管理委員会補充員に、垣内孝子氏、白石秀子氏、原田由美子氏、土岐祐三氏を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を築上町選挙管理委員会委員の当選人と定めること

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました垣内孝子氏、白石秀子氏、原田由美子氏、土岐祐三氏が築上町選挙管理委員会補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りします。補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。したがって、補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定いたしました。

日程第36．意見書案第3号

議長（成吉 暲奎君） 日程第36、意見書案第3号日米再編に伴う航空自衛隊築城基地への米軍移転に反対する意見書（案）についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。竹本議会事務局長。

事務局長（竹本 正君） 意見書案第3号日米再編に伴う航空自衛隊築城基地への米軍移転に反対する意見書（案）について、上記の意見書案を別紙のとおり、築上町議会会議規則第14条の規定により提出します。平成22年3月17日、提出者、築上町議会議員西口周治、賛成者、築上町議会議員吉元成一、同じく繁永隆治、同じく武道修司、同じく信田博見、同じく田原親、同じく塩田昌生、同じく首藤萬壽美、同じく丸山年弘、同じく田原宗憲。

以上でございます。

議長（成吉 暲奎君） それでは、提案理由の説明を西口議員、お願いいたします。

議員（10番 西口 周治君） 日米再編に伴う航空自衛隊築城基地への米軍移転に反対する意見書（案）でございます。

沖縄の普天間基地の移転や米軍再編問題に関しまして、本土に移転すると検討されていると報道されており、我が築上町の築城基地にもその候補に挙がっていると聞いております。

築城基地では、これまでにF 15の墜落事故や尾翼の破損事故などが起きており、騒音被害ではなく、航空機事故による恐怖にも日々脅かされている状態です。

また、沖縄においても海兵隊の事件や事故が後を断たず、もし普天間基地の移転先が築城基地になれば、騒音の拡大や治安の悪化が増大し、住民にさらなる犠牲を強いることとなります。築城基地は航空基地の中でも最小であり、近隣には小学校や住宅、中学校等が存在しております。

したがって、これ以上、住民の負担をふやすわけにはまいりません。

そして、先日の日米共同訓練の際にも、地域住民の土地の中に、米軍の隊員が侵入したという

事象も起こっております。我々、築上町議会としては全員一致でこの日米共同訓練にも反対しております。なぜならば、共同訓練を行う際にも、九州防衛局のほうが隊員が屋外、隊外に自衛隊から外に出る場合には、必ずどなたかがついていくということも、たしか条件の一つに入っていたと思われまふ。それもかなっておりません。これ以上のことを許すわけにはまいりませんので、強く反対したいと思います。

普天間飛行場の移転先を築城基地にしないこと、また、沖縄の負担軽減の名目で他の米軍基地の訓練等を行わないことを強く要望したいと思います。全会一致での御協力をお願いします。よろしくをお願いします。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより意見書案第3号について採決を行います。意見書案第3号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

・ ・

日程第37．常任委員会の閉会中の継続審査について

議長（成吉 暲奎君） 日程第37、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

それぞれの常任委員会委員長から、閉会中の継続審査の申し出がありますので、これを許可したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。したがって、それぞれの常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

・ ・

議長（成吉 暲奎君） 以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。会議を閉じます。

これで平成22年第1回築上町定例会を閉会します。御苦労さんでございました。

午前11時10分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員